

厚生労働科学研究費補助金

長寿科学政策研究事業

地域リハビリテーションの効果的な提供に資する
指標開発のための研究

令和4年度～5年度 総合研究報告書

研究代表者 菊地 尚久

令和6（2024）年5月

目 次

1. 総合研究報告

地域リハビリテーションの効果的な提供に資する指標開発のための研究・・・1

菊地尚久

(資料1) 地域リハビリテーション支援体制活動指標チェックリスト

(資料2) ホームページ掲載資料① 地域リハ支援体制が実施都道府県一覧

(資料3) ホームページ掲載資料② ホームページ公開情報例

厚生労働科学研究費補助金（長寿科学政策研究事業）

総合 研究報告書

地域リハビリテーションの効果的な提供に資する指標開発のための研究

研究代表者名 菊地 尚久

千葉県千葉リハビリテーションセンターセンター長

研究要旨

令和4年度は、都道府県の地域リハビリテーション支援体制（以下、「リハビリテーション」を「リハ」と略す）の実施状況と市町村地域リハ活動支援事業の実施状況の関係性、および市町村の介護予防事業における地域リハ支援体制の活用状況を確認した。さらに、それらの結果と都道府県のリハ支援センターからの情報提供を基に抽出した11市町村および3県のリハ支援センターへのヒアリングを実施し、その結果から市町村の介護予防事業支援に効果的な都道府県の地域リハ支援体制の活動指標チェックリスト案を作成した。

令和5年度は、令和4年度に作成した地域リハ支援体制の活動指標チェックリスト案を用いて、都道府県の地域リハ支援体制の実態を把握し、市町村支援が良好に行われていると回答した県の地域リハ支援体制における共通項目を抽出することで、活動指標チェックリスト案の修正をした。さらに、その市町村支援が良好に行われていると回答した県に所在する市町村に対して、介護予防事業に関わる地域リハ支援体制の活用状況や期待する内容を把握し、修正した地域リハ支援体制の活動指標チェックリスト案の有用性を検討した。そして、都道府県担当者、リハ支援センター、広域支援センター、市町村等の職員を対象としたヒアリングを実施し、地域リハ支援体制活動指標チェックリストの完成版を作成した。

完成した地域リハ支援体制活動指標チェックリストは、地域リハ支援体制として最低限必要と考えられる機能・役割の有無を確認し、その上でその機能・役割をどの機関が担当しているのかを確認する形式とした。この活動指標チェックリストと、これを用いて把握した全国の都道府県の地域リハ支援体制の現状をホームページで公開した(<https://sites.google.com/view/cbr-kourou2022-2023>)。

今後は、定期的に調査を実施し、ホームページの情報を定期的に更新すること、必要に応じて活動指標チェックリストの内容の修正を行うこと、更には活動指標チェックリストの活用方法などの普及を通じて、市町村支援により有用な地域リハ支援体制の構築に寄与することとする。

研究分担者

千葉県千葉リハビリテーションセンター

地域支援センター長 田中 康之

北海道医療大学

リハビリテーション科学部

教授 鈴木 英樹

福島県立医科大学

保健科学部

教授 五百川 和明

A. 研究目的

地域リハビリテーション支援体制（以下、リハビリテーションを『リハ』と略す）は国の指針に基づき都道府県が整備するものである。しかし、2018年度の厚生科学研究調査では地域リハ支援体制を整備する上で客観的な指標がなく、「事業効果が示しにくい」、「長期的な計画が立てにくい」、「各都道府県による地域差が大きい」という課題が指摘されており、これに関する研究は皆無である。

そこで本研究では地域リハ支援体制にかかわる都道府県やリハ支援センターそして市町村介護予防事業担当者などへのヒアリングや調査票調査を基に、地域リハ支援体制の活動指標を開発し、その指標に基づき地域リハの質の向上を図ることを目的とした。

本研究では令和4年度はリハ支援センターおよび市町村に対するヒアリングを行い、これを基に活動指標チェックリスト案を作成し、令和5年度はこの活動指標チェックリスト案を用い、都道府県の地域リハ支援体制の実態や市町村の介護予防事業に関わる地域リハ支援体制の活用状況や期待内容を把握しながらより有用な活動指標チェッ

クリストを完成させ、それを用いて改めて全国の地域リハ支援体制の実態を把握し、その結果をWEBサイトで公開することを目標とした。

なお、研究実施にあたり日本リハ病院・施設協会の協力を得て実施している。

B. 研究方法

1. 地域リハ支援体制と市町村の地域リハ活動支援事業の関係性の確認

千葉県地域リハ支援体制整備推進事業の主管課が令和3年7月に全国都道府県の健康福祉関係担当課に対して実施した調査結果と、厚生労働省の令和3年度介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査結果を活用し、都道府県の地域リハ支援事業の有無と市町村の地域リハ活動支援事業の実施状況の関係性、そしてリハ専門職の派遣状況の比較を行う。

2. 市町村側から見た地域リハ支援体制の活用の確認

一般社団法人日本リハ病院施設協会より先行研究で実施した市町村調査と都道府県調査に関する調査票および調査結果の提供をいただき、市町村側から見た地域リハ支援体制の活用状況等を確認するための設問および対象とする市町村の絞り込みを行う。

3. 市町村事業担当者が地域リハ支援体制に期待する機能・役割の確認

「2」の結果および先駆的な活動をしているリハ支援センターから地域リハ支援体制を活用して市町村介護予防事業を効果的に実施していると思われる市町村の紹介を受け、市町村事業担当者へのヒアリングを行い、

市町村介護予防事業担当者の地域リハ支援体制に期待する機能・役割の確認を行う。

4. 市町村介護予防事業の支援に有用な地域リハ支援体制の機能・役割の確認

「3」の結果を基に先駆的なリハ支援センターにヒアリングを行い、地域リハ支援体制として考える市町村介護予防事業支援に有用な支援体制の機能・役割を確認し、その活動指標チェックリスト案を作成する。

5. 地域リハ支援体制の活動指標チェックリスト案を活用した、都道府県の実態の把握と活動指標チェックリスト案の有用性の確認と修正

研究代表者が所属する千葉県を除く 46 都道府県の地域リハ支援体制に関わる担当課および 22 道府県のリハ支援センターを対象に、活動指標チェックリスト案を基に作成した調査票調査を実施し、都道府県の地域リハ支援体制の実態の把握とより有用な活動指標チェックリスト案の修正を行う。

6. 市町村介護予防事業等における地域リハ支援体制の活用状況と地域リハ支援体制の活動指標チェックリスト案の有用性の確認

「5」により抽出した、地域リハ支援体制として県とリハ支援センターの両者が介護予防事業支援において市町村との関係が「良好または比較的良好」と認識している 5 県に立地する 163 市町村と、地域リハ支援体制は無いがリハ専門職の職能団体の協力を得て市町村支援を行っている 2 県に立地する 50 市町村の合計 213 市町村を対象に調査票調査を実施し、市町村としての地

域リハ支援体制の活用状況の確認と活動指標チェックリスト案の有用性の確認を行う。

7. 地域リハ支援体制に関わる活動指標チェックリストの完成に向けた、地域リハ支援体制の機能・役割の確認

地域リハ支援体制を既に実施もしくは今後実施予定である都道府県担当者、リハ支援センター、広域支援センター、市町村等の職員を対象に、これまでの研究に関わる報告会を実施し、「5」「6」にて修正した活動指標チェックリスト案についてのグループヒアリングを実施し、活動指標チェックリストを完成する。

8. 活動指標チェックリストを活用した地域リハ支援体制の実態把握と WEB 公開

研究 7 により完成した地域リハ支援体制の活動指標チェックリストを用い、都道府県の地域リハ支援体制の主管課を対象とした調査票調査を実施し、その結果をホームページを作成し掲載する。なお、ホームページ掲載にあたっては調査依頼文および活動指標チェックリスト説明文に、回収した結果をホームページ上で公開する旨の説明を明記する。

※ 倫理面への配慮

本研究は、令和 4 年度から 5 年度の厚生労働科学研究費補助金長寿科学政策研究事業「地域リハビリテーションの効果的な提供に資する指標開発のための研究」として千葉県千葉リハビリテーションセンター研究倫理委員会の承認を得ている（承認番号：医 4-21）。

C. 研究結果

1. 地域リハ支援体制と市町村の地域リハ活動支援事業の関係性の確認

地域リハ支援体制ある都道府県に立地している市町村の方が、それが無い都道府県に立地している市町村よりも、市町村の地域リハ活動支援事業を実施している割合が有意に高かった。また、リハ専門職の市町村派遣に関しては、理学療法士のみ派遣割合が高いことが確認された。

2. 市町村側から見た地域リハ支援体制の活用の確認

全国 1,741 市町村中 655 件（37.6%）の回答の中で、リハ支援センターや広域支援センターと濃密な連携が図られている市町村は約 3 割程度であり、その中で協議会・県リハ支援センター・広域支援センターの体制が整っている都道府県に立地する市町村は 10 市町村であった。

3. 市町村事業担当者が地域リハ支援体制に期待する機能・役割の確認

市町村介護予防事業担当者は地域リハ支援体制に対して、人材確保に関する体制構築以外に、当該事業に関わる人・情報・市町村同士をつなげ、より良い事業を作り上げるための支援等を欲していた。また、リハ専門職に対しても個別直接的な関わり以外に、地域を見るという視点を持ち事業計画や運営・評価等に関わることや、多職種・多領域のつなぎ役となる期待があることも認められた。

4. 市町村介護予防事業の支援に有用な地域リハ支援体制の機能・役割の確認

地域リハ支援体制として、人材育成・派遣を含め、実施主体である都道府県がビジョンを明確にしてそれを関係機関と共有していること、リハ支援センターや広域支援センターはそれぞれ都道府県や圏域全体を俯瞰し、これらに即した「つなぐ機能」「調整する機能」「組織化する機能」を有することが市町村介護予防事業担当者に有用であることが示唆された。これらの研究結果を基に、活動指標チェックリスト案を作成した。

5. 地域リハ支援体制の活動指標チェックリスト案を活用した、都道府県の実態の把握と活動指標チェックリスト案の有用性の確認と修正

都道府県の地域リハ支援体制の主管課とリハ支援センターの両者が介護予防事業支援について市町村との関係性が良好または比較的良好と回答した 5 県を抽出した。そして活動指標チェックリスト案の中から主に 5 県中 4 県の県とリハ支援センターの両者が該当した項目を、地域リハ支援体制として必ず有すべき構造や役割・機能として抽出し、活動指標チェックリスト案の修正を行った。

なお、この 5 県の特徴は

- ・ 県として県リハ支援センターと地域リハ支援体制の機能・役割を明文化し、県としてそれを共有し意見交換をする機会がある。
- ・ 県に地域リハ協議会が設置され、医師会・歯科医師会・理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会が構成団体となっている。

- ・ 県リハ支援センターに地域リハ支援体制について県へ提言できる関係である。
 - ・ 職能団体がリハ専門職の職能団体と県リハ支援センターとの役割分担が確認されていること。
- であった。

6. 市町村介護予防事業等における地域リハ支援体制の活用状況と地域リハ支援体制の活動指標チェックリスト案の有用性の確認

地域リハ支援体制が有る県の 163 市町村からは 77 市町村 (47%)、無い県の 50 市町村からは 29 市町村 (58%)、計 106 市町村 (50%) から回答が得られた。地域リハ支援体制にはリハ専門職の人材確保に関わることにについて大きな期待があるが、それ以外のこととして事業運営に関わる計画や評価に関すること、関係機関同士やリハ専門職同士のつながり作りに関すること、そして他の市町村との情報交換に関することなど、幅広い機能・役割を期待されていることが確認され、研究 5 で活動指標チェックリスト案から抽出した項目の活用が有用であると考えられた。

7. 地域リハ支援体制に関わる活動指標チェックリストの完成に向けた、地域リハ支援体制の機能・役割の確認

ヒアリングの結果、活動指標チェックリスト案に利用していた「連携」「つながり」「明確」「共有」「理解」「人材」また「リハ支援センター」「広域支援センター」「協力機関」等の名称について、定義を明確にすることが求められた。また、地域リハ支援体制の整備に取り組んでいる場合、設置している

各機関の機能・役割や保健所等や市町村との関係性が既に構築されてきている等の理由から、各機関等の機能・役割そして関係性について一律な「あり方」を問う活動指標チェックリストでは利用が難しい等の意見が集約された。これらに基づき活動指標チェックリスト案を修正し、現時点における完成版を作成した。

8. 活動指標チェックリストを活用した地域リハ支援体制の実態把握と WEB 公開

研究 7 により完成した活動指標チェックリスト (資料 1) を用い、研究者が所属する千葉県を除く 46 都道府県中 28 件 (60%) から回答を得た。現時点における完成版の地域リハ支援体制活動指標チェックリストそして本研究で把握した各都道府県の地域リハ支援体制の現状についてホームページを作成し公開した。

<https://sites.google.com/view/cbr-kourou2022-2023>

ホームページに掲載した地域リハ支援体制の実施状況の地図および掲載内容例を資料 2、3 として添付した。なお、今後千葉県についても追加掲載をする予定である。

D. 考察

令和 4 年度の研究結果からは、地域リハ支援体制として、協議会・県支援センター・広域支援センターそして協力機関を設置することが前提ではなく、事業実施主体である都道府県が人材育成・派遣をどのように考えるのかを含めた事業ビジョンを明確にして、それを関係機関で共有していること

が市町村介護予防事業の支援に対する前提であると考えられた。

その上で、リハ支援センターや広域支援センターは直接的に介入することよりも、都道府県・圏域を俯瞰できる能力とその上で「つなぐ機能」「調整する機能」「組織化する機能」を持つことが市町村介護予防事業の支援に有用となるか否かの差異につながるものと考えられた。そしてこれらの結果を基に、地域リハ支援体制の機能・役割の状況を確認するチェックリスト案を作成した。

令和5年度の研究結果からは、国の地域リハ支援体制の推進に関する通知が最初に発出されてから既に24年が経過し、市町村においても介護予防事業にリハ専門職の活用を推進した地域リハ活動支援事業が開始されてから既に10年以上が経過している状況の中で、その体制の構成体である協議会や都道府県、リハ支援センター、広域支援センター等の有無を確認することや、各機関等の機能・役割について一律な「あり方」を問う活動指標チェックリストでは有用性が低い可能性が考えられた。

今回完成版とした活動指標チェックリストでは、市区町村の介護予防事業の支援を実施するために、地域リハ支援体制として最低限必要であると考えられる機能・役割の有無をまず確認し、その上でその機能・役割をどの機関が担当しているのかを確認する形式とした。

このことにより、都道府県の地域リハ支援体制の実態が見えやすく且つ他の都道府県の体制と比較をしやすくなったと考えられる。

E. 結論

2年間の成果として地域リハ支援体制の活動指標チェックリストを完成した。また、それを活用して把握した全国の都道府県の地域リハ支援体制の現状をホームページで公開した。

<https://sites.google.com/view/cbr-kourou2022-2023>

今後は定期的に調査を実施し、ホームページの情報を更新すること、必要に応じて活動指標チェックリストの内容の修正を行うこと、更には活動指標チェックリストの活用方法などの普及を通し、市町村支援により有用な地域リハ支援体制の構築に寄与する必要がある。

A. 健康危険情報

無し

B. 研究発表

1. 学会発表

田中康之、菊地尚久、太田直樹：地域リハビリテーションの効果的な提供に資する指標開発のための研究. リハビリテーション・ケア合同研究大会 広島 2023. 広島. 2023-10-25/10-26.

C. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

無し

2. 実用新案登録

無し

地域リハビリテーション支援体制 活動指標チェックリストについて

1. 目的

- ・ この活動指標チェックリストは、市区町村が実施する一般介護予防事業等を効果的に実施するための都道府県地域リハビリテーション支援体制のあり方を確認し、また他の都道府県の取組みを共有することを目的としています。

2. 作成背景

- ・ この活動指標チェックリストは、厚生労働科学研究費補助金「地域リハビリテーションの効果的な提供に資する指標開発のための研究」にて実施した令和4年度の10市町村と3県のリハビリテーション支援センターのヒアリングと令和5年度の全国都道府県およびリハビリテーション支援センター、そして7県213市町村を対象とした調査票調査の結果、そしてその報告会参加者からの意見を基に作成しました。

3. 用語の定義

- 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制と略します）
- ・ 2021年5月17日 老老発 0517 第1号 厚労省老人保健課長発「『地域リハビリテーション推進のための指針』の改定について」に基づき、実施主体は都道府県の事業です。市区町村で実施する地域リハビリテーション活動支援事業ではありません。
- ・ 「地域リハ支援体制」とは、この指針に書かれているように「地域包括ケアシステムの構築かつ市町村の一般介護予防事業を中心とした地域支援事業の充実・強化のための体制の整備を図る」ためのものとしします。
- リハビリテーション専門職（以下、リハ専門職と略す）
- ・ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を総称して「リハ専門職」とします。

4. 活用時の留意点

- ・ この活動指標を確認・回答するのは、都道府県の地域リハ支援体制に係わる主管課担当者および都道府県リハビリテーション支援センター担当者です。地域リハ支援体制を検討する協議ツールとしてもご活用ください。
- ・ 文言の解釈判断に迷う場合は関係者で協議をして「この文言について私たちはこのように定義づけをしよう」とその解釈を決めていただいで結構です。
- ・ この活動指標には、より効果的に市区町村の介護予防事業の支援を実施するため

の地域リハ支援体制に最低限必要であると考えられる機能・役割をまとめてあります。これらの機能・役割について地域リハ支援体制として設置されているどの機関が担当しているのかを検討・確認するためのチェックリストとしてご活用ください。

- ・ 但し、この活動指標項目が必要十分条件ではありません。地域リハビリテーション支援体制や介護予防事業は、都道府県や市区町村の実情の応じ多種多様です。各項目を一つの目安として、関係者同士の議論の素材としてご利用ください。
- ・ 地域リハビリテーション支援体制が無い都道府県の場合、今後その体制を整える際の目安としてお使いください。
- ・ 本来、地域リハビリテーション支援体制は介護予防事業支援のためだけのものではないこと、その活動を担うのは理学療法士、作業療法士、言語聴覚士だけではないことは理解をしておりますが、この活動指標はこの両者に焦点を絞っています。もちろん発展的にこれを他事業や他職種に利用していただいても構いません。

5. 情報共有について

- ・ 回答をご提出いただきましたら、その結果を取りまとめWEBサイトで公開をさせていただきます。
- ・ 今後、1年ごとに情報提供のお願いをする予定です。

●参考資料（この活動指標チェックリストを活用する際に参考となる資料です）

- ・ 一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会. 令和2年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステム構築に向けた地域リハビリテーション支援体制整備マニュアル」
<https://www.rehakyoh.jp/wp/wp-content/uploads/2021/04/r02roukenmanual.pdf>
- ・ 厚生労働省. 令和6年3月全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 老人保健課
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38293.html
- ・ 老老発 0517 第1号 令和3年5月17日 厚生労働省老健局老人保健課長「地域リハビリテーション推進のための指針」の改定について
www.rehakyoh.jp/wp/wp-content/uploads/2021/05/20210519mhlw_cbr.pdf

地域リハビリテーション支援体制 活動指標チェックリスト

- ※ それぞれの質問に対して、該当する全ての項目の□にチェックを付けてください。
- ※ この活動指標には、より効果的に市区町村の介護予防事業の支援を実施するための地域リハ支援体制に最低限必要であると考えられる機能・役割をまとめてあります。
これらの機能・役割を地域リハ支援体制として設置されているどの機関が担当しているのかを検討・確認するためにご活用ください。
- ※ この活動指標は、都道府県の地域リハ支援体制に係わる主管課担当者もしくは都道府県リハビリテーション支援センター担当者が回答することを前提に作成しています。
- ※ 回答をご提供いただいた場合、その結果を取りまとめWEBサイトで公開をさせていただきます。

本件に関する問い合わせ先

千葉県千葉リハビリテーションセンター 地域リハ推進部

住所：千葉県千葉市誉田町 1-45-2

電話： 043-291-1831

●回答される方についてお答えください。

都道府県	
所属部署	
住所	〒
電話番号	
E - m a i l	(回答をご提供いただいた場合のこちらからの問い合わせのみに活用します。WEB サイトへの公開はいたしませんのでご安心ください)
氏 名	(回答をご提供いただいた場合のこちらからの問い合わせのみに活用します。WEB サイトへの公開はいたしませんのでご安心ください)

I. 地域リハ支援体制の有無について

☐市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第 9 期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている（令和 5 年度末時点での地域リハ支援体制の有無は問わない）。

➤ 記載されている主な計画・連携指針名

()

☐これらをホームページ（以下、HP）等で市区町村担当者等が閲覧できる。

☐現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある。

☐その体制は、市町村介護予防事業支援に活用されている。

※ 地域リハ支援体制が無い場合は、以下の内容は今後の体制立ち上げ時の参考にしてください。

※ また、計画等への記載や地域支援体制の有無も把握をできればと考えております。可能な限り以下の項目は空白のままで結構ですので、ご提出ください。

II. 地域リハ支援体制の構造について

☐ 地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体がある。

※ 多くの場合、地域リハ支援体制整備に関係する職能団体、保健所や市町村代表者などから構成されている。

※ 名称は、都道府県によって異なる。

※ 以下、この会議体を「**協議会**」と略する。

☐ 協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている。

☐ 協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている。

☐ 協議内容は議事録が作成され、HP 等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる。

➤ 協議会の開催頻度

☐ 1 回／月 ☐ 1 回／四半期 ☐ 1 回／半年 ☐ 1 回／年 ☐ 不定期

☐ 地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。

※ 名称は都道府県によって、都道府県リハビリテーション支援センター、都道府県地域リハ支援センターなどと異なる。

※ 以下、この機関を「**リハ支援センター**」と略す。

☐ 2 次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。

※ 都道府県によって地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センター等、名称が異なる。

※ 以下「**広域支援センター**」と略す。

➤ 広域支援センターの担当範囲

☐ 2 次保健医療圏域 ☐ 保健所圏域 ☐ その他（ ）

□地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。

- ※ 都道府県によって市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関等、名称が異なる。
- ※ これらを指定するのは都道府県の場合や市町村の場合もある。
- ※ 以下「**協力機関**」と略す。

➤ 協力機関の活動範囲

- ☐都道府県全域
 ☐2次保健医療圏域
 ☐市区町村
- ☐市区町村内の一部
 ☐活動範囲に取り決めは無い

III. 地域リハ支援体制の方向性の検討について

□地域リハ支援体制として 2 次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている。

➤ 具体的な機関

- ☐都道府県 ☐協議会 ☐リハ支援センター ☐広域支援センター
☐保健所や保健福祉事務所 ☐協力機関
☐職能団体（ ）

□ 上述のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている。

➤ 具体的な連携先

- ☐保健所や保健福祉事務所
 ☐都道府県の主管課以外の担当
- ☐職能団体（
- ☐その他

➤ 具体的な連携手段

- ☐会議への参加 ☐紙面等での情報交換 ☐日常的な連絡
- ☐特に決められていない ☐その他（ ）

☐協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に
会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある。

- 主催者 ☐都道府県主管課 ☐リハ支援センター ☐広域支援センター
☐特に決められていない
- 開催頻度 ☐1回／月 ☐1回／四半期 ☐1回／半年
☐1回／年 ☐不定期

☐地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を
決めている。

- 具体的な機関
☐都道府県 ☐協議会 ☐リハ支援センター ☐広域支援センター
☐保健所や保健福祉事務所 ☐市区町村・保健センター
☐協力機関 ☐職能団体（ ）

☐そのような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握を
している市区町村担当と共通認識を持つ機会がある。

- その役割を担う地域リハ支援体制側の機関
☐都道府県 ☐協議会 ☐リハ支援センター ☐広域支援センター
☐協力機関 ☐職能団体（ ）
- 共通認識を持つための手段
☐会議への参加 ☐紙面等での情報交換 ☐日常的な連絡
☐特に決められていない ☐その他

IV. 人材育成について

☐地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育
成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができ
ている。

- 合意形成ができている機関
☐都道府県主管課 ☐協議会 ☐リハ支援センター ☐広域支援センター
☐協力機関 ☐職能団体（ ）
- ☐このことを HP 等で市区町村担当者が確認することができる。

☐ 市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっている。

➤ 実施機関

☐ 都道府県主管課 ☐ リハ支援センター ☐ 広域支援センター

☐ 職能団体（具体的に _____ ）

☐ 状況に応じて実施機関が変わる

☐ このことを HP 等で市区町村担当者が確認することができる。

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

☐ 都道府県全体および 2 次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている。

➤ 実施する機関

☐ 都道府県主管課 ☐ リハ支援センター ☐ 広域支援センター

☐ 職能団体（具体的に _____ ）

☐ このことについて、関係機関の間で合意形成ができています。

➤ 合意形成がある機関

☐ 都道府県主管課 ☐ 協議会 ☐ リハ支援センター

☐ 広域支援センター ☐ 協力機関

☐ 職能団体（ _____ ）

➤ リハ専門職が協力している内容

☐ 事業を実施する人材派遣 ☐ 事業計画立案や評価

☐ 市区町村担当者からの相談 ☐ その他

☐ リハ専門職の協力につながった市区町村数を把握している。

（ _____ ） / 都道府県市町村数（ _____ ）

☐ これらのことを HP 等で市区町村担当者が確認することができる。

☐ 市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている。

➤ 協力する相談窓口の機関

☐ 都道府県主管課 ☐ リハ支援センター ☐ 広域支援センター
☐ 職能団体（具体的に _____）

☐ このことを HP 等で市区町村担当者が確認することができる。

VI. 事業振り返り等について

☐ 2 次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している。

➤ 実施する機関

☐ 都道府県主管課 ☐ リハ支援センター ☐ 広域支援センター
☐ 職能団体（具体的に _____）

➤ 開催頻度

☐ 1 回／月 ☐ 1 回／四半期 ☐ 1 回／半年
☐ 1 回／年 ☐ 不定期 ☐ 必要に応じて

☐ 市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている。

➤ 担当している機関

☐ 都道府県主管課 ☐ リハ支援センター ☐ 広域支援センター
☐ 協力機関 ☐ 職能団体（ _____ ）

☐ このことを HP 等で市区町村担当者が確認することができる。

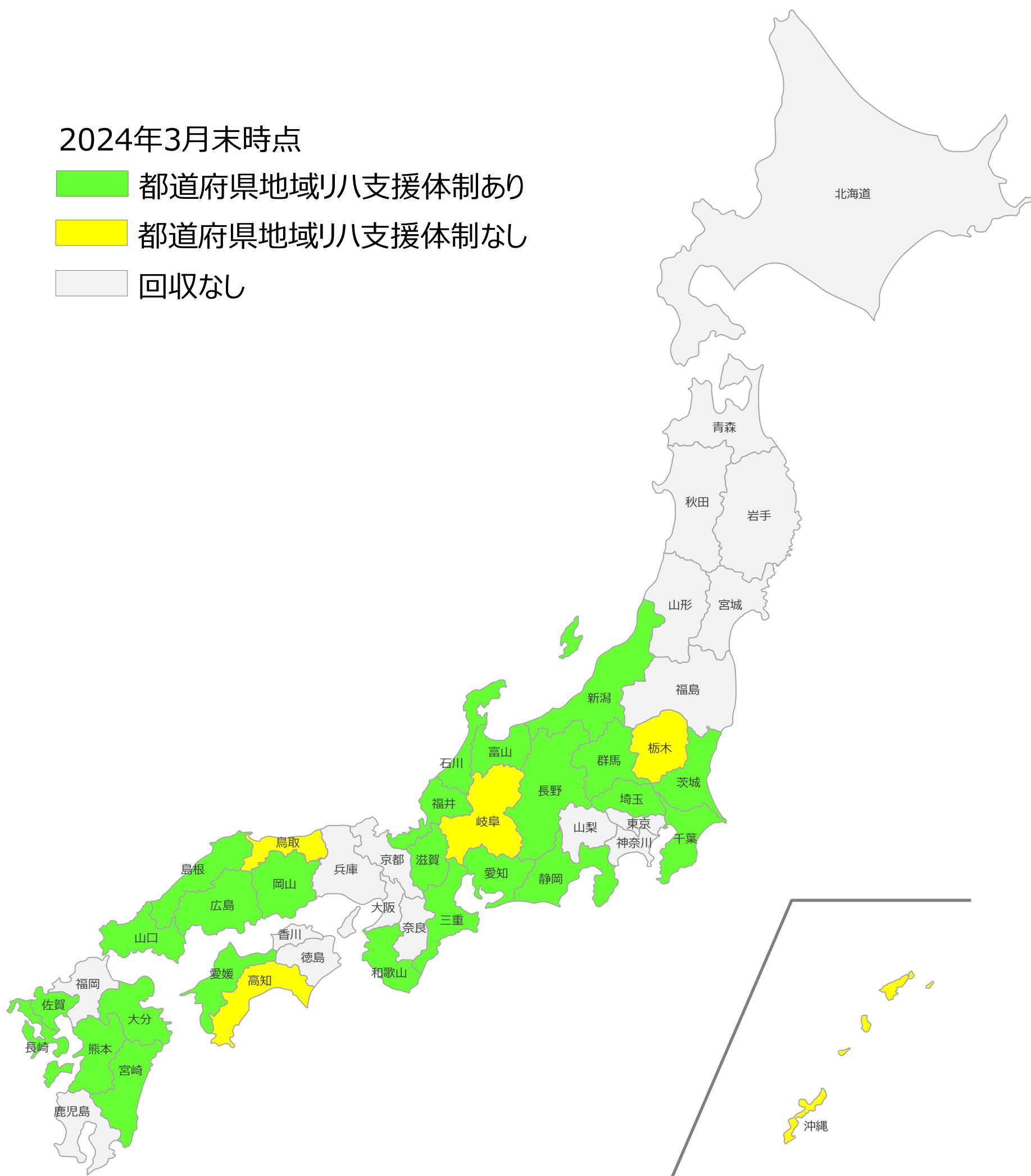


図2：回答結果に基づき作成した地域リハ支援体制が実施されている都道府県の一覧

更新日

都道府県番号

基本情報

都道府県

県

回答部署

地域包括ケア推進課

I. 地域リハビリテーション支援体制（以下、地域リハ支援体制）の有無について

Q1：市区町村の介護予防事業等を支援する体制の一つとして、地域リハ支援体制が都道府県の第9期介護保険事業支援計画やその他の計画、連携指針等に記載されている

▶ 記載されている

主な計画・連携指針の名称

第9期 県高齢者福祉計画

ホームページ等で市区町村担当者等が閲覧

閲覧できる

Q2：現在、都道府県が実施主体である地域リハ支援体制がある

▶ 地域リハ支援体制がある

市町村介護予防事業支援への活用有無

活用されている

ホームページ掲載資料② ホームページ公開情報例

Ⅱ. 地域リハ支援体制の構造について

Q3：地域リハ支援体制の方向性や機能・役割等を協議する会議体（以下、協議会）がある

▶ ある

協議会の構成団体として、都道府県医師会が含まれている

含まれている

協議会の構成団体として、都道府県理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会もしくはこれらの連合職能団体が含まれている

含まれている

協議内容は議事録が作成され、ホームページ等で市町村介護予防事業担当者等が閲覧することができる

できない

協議会の開催頻度

1回／年

Q4：地域リハ支援体制の推進のため都道府県全域を対象とした中核機関を都道府県が指定している。

※都道府県により都道府県リハ支援センター、都道府県地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、リハ支援センターと略す

▶ 指定している

Q5：2次保健医療圏域や保健所圏域など、市区町村単位より広域を活動範囲とする機関を都道府県が指定している。

※都道府県により地域リハ広域支援センター、地域リハ支援センター、圏域地域リハ支援センターなど名称が異なる。以下、広域支援センターと略す

▶ 指定している

広域支援センターの担当範囲

2次保健医療圏域

Q6：地域リハ支援体制を推進するために、リハ支援センターや広域支援センターの活動に実働として協力してもらう機関がある。

※都道府県により市区町村地域リハ支援センター、地域リハサポートセンター、地域リハパートナー、協力医療機関など名称が異なる。以下、協力機関と略す

▶ ある

協力機関の活動範囲

市区町村

Ⅲ. 地域リハビリテーション支援体制の方向性の検討について

Q7：地域リハ支援体制として2次保健医療圏域の関係機関との調整や地区医師会との調整、地域診断や地域ニーズの分析を担う機関が決められている

▶ 決められてない

地域診断やニーズ分析を担う機関

－

Q8：Q7のような機関は決められていないが、地域リハ支援体制の中でこのような機能役割を有する機関と連携することが決められている

▶ 決められている

具体的な連携先

保健所や保健福祉事務所,

具体的な連携手段

会議への参加, 日常的な連絡

Q9：協議会とは別に、都道府県主管課、リハ支援センター、広域支援センターが一同に会し、地域リハ支援体制の方向性や各機関のあり方等を協議する機会がある

▶ ある

その機会の主催機関

リハ支援センター

開催頻度

1回／半年

Q10：地域リハ支援体制として各市区町村の課題・ニーズの分析把握をするための機関を決めている

▶ 決まっていない

決まっている機関

－

Q11：Q10のような機関は決められていないが、市区町村の課題・ニーズの分析把握をしている市区町村担当と共通認識を持つ機会がある

▶ ない

その役割を担う地域リハ支援体制側の機関

－

共通認識を持つための手段

－

IV. 人材育成について

Q12：地域リハ支援体制として、市区町村の介護予防事業支援に協力するリハ専門職の育成に関する内容や実施方法・実施機関等について、関係機関の間で合意形成ができている

▶ できていない

合意形成ができている機関

—

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

—

Q13：市区町村の介護予防事業に協力するリハ専門職の育成のための研修実施機関が決まっている。

▶ 決まっていない

実施する機関

—

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

—

V. 市区町村への人材派遣・事業協力について

Q14：都道府県全体および2次保健医療圏域を単位として、市区町村の介護予防事業にリハ専門職が協力してもらえるための市区町村とリハ専門職の関係づくり（仕組みづくり）を進める機関が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっている

実施する機関	広域支援センター
関係機関の間で合意形成が出来ている	出来ている
合意形成が出来ている機関	都道府県主管課，協議会，リハ支援センター，広域支援センター，協力機関
リハ専門職が協力している内容	事業を実施する人材派遣，市区町村担当者からの相談
リハ専門職の協力につながった市区町村数（把握している範囲で）	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	できる

Q15：市区町村の介護予防事業について、当該市区町村内でリハ専門職の人材確保等が難しい場合の人材確保に協力する相談窓口が地域リハ支援体制として決まっている

▶ 決まっていない

協力する相談窓口の機関	－
ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる	－

VI. 事業振り返りに等について

Q16：2次保健医療圏域や全県を単位として、市区町村の介護予防事業支援に協力しているリハ専門職が情報交換や困りごとの相談等を行う機会を地域リハ支援体制として設定している

- ▶ 設定している

実施する機関

リハ支援センター

開催頻度

1回／半年

Q17：市区町村が介護予防事業について困りごとが生じた場合の相談や解決に協力する機関が地域リハ支援体制として決められている

- ▶ 決められている

担当する機関

広域支援センター

ホームページ等で市区町村担当者が確認することができる

確認できる

刊行物なし